

今年の3月、相続分野における民法改正案が閣議決定され、同分野においては約40年ぶりの改正が行われることとなりました。まだ要綱案の段階ではありますが、今号においてはこの改正案の主な内容について解説致します。

1. 配偶者の居住権を確保するための方策

【I】 配偶者「短期」居住権

配偶者が遺産分割対象の建物に住んでいる場合、**「遺産分割が終了するまで」**は、当該住居を**無償で使用**する権利が与えられることとなります。

【II】 配偶者居住権

住宅の権利が**「所有権」と「居住権」に分割**されます。配偶者が**「居住権」**を取得することで、**「所有権」が他の相続人に渡っても、自宅に住み続けられるようになります。**

現行民法下でも、自宅の「所有権」を遺産分割により取得すれば、住み続けることは可能でしたが、相続財産の中で自宅の評価額が比重として高くなる場合に、その分預貯金や現金の相続分が少なくなってしまう、その結果、自宅を売却せざるを得ないというケースもありました。

ですが、新設される**「配偶者居住権」**を取得すれば、**自宅相続分の評価額を抑えることができるため、自宅に無償で住み続けながら、尚且つ生活資金となる預貯金等の相続分を増やすことが可能となります。**

果たして「配偶者居住権」の財産的価値が、相続税の計算上どのような評価になるのか?注目されるところです。

【III】 生前贈与を受けた自宅は「特別受益」の対象外に

婚姻期間が20年以上の夫婦に限定されますが、**配偶者間で住居を生前贈与したり、遺贈した場合「特別受益(※)」とは評価されず遺産分割の計算対象から外れることとなります。**

(※)特別受益とは、複数の相続人がいる場合に、ある相続人が亡くなった人から生前贈与や遺贈を受けている場合の利益を言い、通常この分は遺産総額に足し戻した上で、相続分を調整することとなります。

2. 遺言制度の見直し

【I】 自筆証書遺言の方式緩和

これまで自筆証書遺言は**「全文の自書(手書き)」が要件**となっており、遺言者の負担が大きく、誤字等によるトラブルも少なくはなかったのですが、各種財産の一覧を示す「財産目録」については、**パソコンでの作成が可能となり**、遺言制度がより利用しやすいものとなります。

【II】 自筆証書遺言の保管制度の創設

作成した自筆証書遺言は通常、自宅で保管することが多く、紛失・偽造といったトラブルが発生するリスクをかかえておりましたが、新たな改正案では**自筆証書遺言を「法務局で保管」してもらうことができるようになります。**

これまでは、自筆証書遺言が見つかった場合、相続人全員の立ち合いのもと、**家庭裁判所にて「検認」という手続**が必要でしたが、公的機関である全国の法務局で保管されることによって、相続人が遺言の有無を調べられるようになるため、時間を要してきた**「検認」手続が不要になります。**

3. 遺留分制度の見直し

まずは簡単に**「遺留分」**について説明します。**「遺留分」**とは、遺言によって法定相続分を侵害された法定相続人が、一定の割合で遺言を否定して法定相続分の一部を取り戻すことができる**最低限の権利**のことで、その権利を認められるのは基本的には**配偶者・子・親が該当し、兄弟姉妹は除かれます。**遺留分として取り戻せる割合は原則、**「法定相続分の2分の1」**です。侵害された相続人は、その侵害額を、遺留分を侵害している受遺者や受贈者に請求する手続き(**遺留分減殺請求**という)をとるのですが、これらに関連した改正が二点予定されています。

【I】 遺留分の金銭債権化

これまで、遺留分権利者はその侵害額について**現物での返還**しか求めることができず、例えば不動産や会社の株式を遺留分権利者と受遺者または受贈者という**利害が対立する者どうして共有する**といった事態が生じていました。このような問題を解決すべく、改正後は遺留分侵害額を**すべて金銭で請求**することができるようになります(**金銭でしか請求できなくなる**)。

【II】 遺留分算定の基礎となる財産(生前贈与)の限定

これまで相続人に対して行われた贈与は「特別受益」となり、時間的制限はなくどこまでも遡って遺留分減殺請求を認めるルールとなっていたものが、**「相続開始前10年間にされた贈与」に限定されることとなります。**

4. その他の改正点

【I】 相続人以外の貢献の考慮

「法定相続人以外」の親族が、生前に被相続人の介護や看病に貢献した場合、現行法では遺言がない限り、その貢献に対して報酬等を受け取ることはできませんでしたが、新たに**「相続人に金銭を請求できる制度」**が設けられます。

例えば、義父の看病をしてきた「息子の妻」等が報われることになる訳ですが、あくまで親族が対象で、内縁の妻や家政婦等は対象外となります。

【II】 金融機関の「仮払制度」の創設

被相続人の預貯金等は、亡くなった時点で相続人の共有財産となるため、遺産分割協議の成立前にお金を引き出すことができませんでしたが(口座凍結)、改正後は、**生活費や葬儀費用等の債務支払いに充てる資金を一定限度額まで預貯金の引出しが可能となる「仮払制度」**が設けられます。